

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び原子力品質監査部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守) 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び品質・安全監査部長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(安全文化の醸成) 第2条の3 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び原子力品質監査部長は、安全文化を醸成するため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3)(2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(安全文化の醸成) 第2条の3 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 原子力・立地本部長及び品質・安全監査部長は、安全文化を醸成するため、「法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動の手引き」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3)(2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																																								
<p>第 2 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図 2 に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 以下の品質マニュアル 本品質保証計画、 原子力品質保証規程 (Z-21) c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第3条の 関連条項</th> <th style="text-align: center;">原子力品質 保証規程の 関連条項</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">文書番号</th> <th style="text-align: center;">管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4.2, 7.2.2</td> <td style="text-align: center;">4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td style="text-align: center;"><u>NQ-12</u></td> <td style="text-align: center;">原子力品質・安全部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.2.2, 8.5.1</td> <td style="text-align: center;">8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td style="text-align: center;"><u>NA-19</u></td> <td style="text-align: center;">原子力品質監査部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td style="text-align: center;">8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・予防処置基本 マニュアル</td> <td style="text-align: center;"><u>NQ-11</u></td> <td style="text-align: center;">原子力品質・安全部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	<u>NQ-12</u>	原子力品質・安全部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	<u>NA-19</u>	原子力品質監査部	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本 マニュアル	<u>NQ-11</u>	原子力品質・安全部	<p>第 2 章 品質保証</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図 2 に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 以下の品質マニュアル 本品質保証計画、 原子力品質保証規程 (Z-21) c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">第3条の 関連条項</th> <th style="text-align: center;">原子力品質 保証規程の 関連条項</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">文書番号</th> <th style="text-align: center;">管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4.2, 7.2.2</td> <td style="text-align: center;">4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル</td> <td style="text-align: center;"><u>NI-12</u></td> <td style="text-align: center;">原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.2.2, 8.5.1</td> <td style="text-align: center;">8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td style="text-align: center;"><u>AM-19</u></td> <td style="text-align: center;">品質・安全監査部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td style="text-align: center;">8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・予防処置基本 マニュアル</td> <td style="text-align: center;"><u>NI-11</u></td> <td style="text-align: center;">原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	<u>NI-12</u>	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	<u>AM-19</u>	品質・安全監査部	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本 マニュアル	<u>NI-11</u>	原子力安全・統括部	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所																																						
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	<u>NQ-12</u>	原子力品質・安全部																																						
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	<u>NA-19</u>	原子力品質監査部																																						
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本 マニュアル	<u>NQ-11</u>	原子力品質・安全部																																						
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書番号	管理箇所																																						
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル	<u>NI-12</u>	原子力安全・統括部																																						
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	<u>AM-19</u>	品質・安全監査部																																						
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本 マニュアル	<u>NI-11</u>	原子力安全・統括部																																						

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前						変 更 後						備 考
d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した記録を含む文書 以下の文書						d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した記録を含む文書 以下の文書						本店，福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以降の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以降の 関連条文	
5.4.1,8.2.3, 8.4,8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4,8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	NK-17	原子力・立地業務部	第10条	5.4.1,8.2.3, 8.4,8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4,8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル	NI-17	原子力安全・統括部	第10条	
5.5.3	5.5.3	保安管理基本マニュアル	NM-24	原子力運営管理部	第6条～第9条	5.5.3	5.5.3	保安管理基本マニュアル	NM-24	原子力運営管理部	第6条～第9条	
5.6,8.5.1	5.6,8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	NK-18	原子力・立地業務部	-	5.6,8.5.1	5.6,8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	NI-18	原子力安全・統括部	-	
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	NK-20	原子力・立地業務部	第118条～第120条	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル	NI-20	原子力安全・統括部	第118条～第120条	
(中略)						(中略)						
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	NM-13	原子力運営管理部	第19条,第21条,第22条, 第24条,第27条,第30条, 第32条,第39条,第41条～ 第44条,第47条, 第49条～第54条,第57条, 第60条,第63条,第81条, 第84条,第107条,第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	NM-13	原子力運営管理部	第19条,第21条,第22条, 第24条,第27条,第30条, 第32条,第39条,第41条～ 第44条,第47条, 第49条～第54条,第57条, 第60条,第63条,第81条, 第84条,第107条,第120条	
		運転管理基本マニュアル	NM-51	原子力運営管理部	第21条,第24条,第27条, 第39条,第41条,第51条～ 第54条,第58条, 第60条,第61条,第67条, 第84条,第120条			運転管理基本マニュアル	NM-51	原子力運営管理部	第21条,第24条,第27条, 第39条,第41条,第51条～ 第54条,第58条, 第60条,第61条,第67条, 第84条,第120条	
(中略)						(中略)						

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を管理する。</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）を設定することを確実にするために、「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力品質監査部長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く）の確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く）の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体（原子力品質監査部除く）にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(中略)</p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を管理する。</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）を設定することを確実にするために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、品質・安全監査部長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>(2) 品質・安全監査部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く）の確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く）の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 組織全体（品質・安全監査部除く）にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(中略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「NK-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、次の事項を「NK-20 教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「NQ-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務に対する要求事項をレビューする。このレビューは、業務を行う前に実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「NA-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 (2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。 (3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任、並びに要求事項を「NA-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「NI-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 組織は、次の事項を「NI-20 教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(中略)</p> <p>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「NI-12 文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務に対する要求事項をレビューする。このレビューは、業務を行う前に実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 (2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。 (3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任、並びに要求事項を「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第10条(原子炉施設の定期的な評価)を含む)に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.3 不適合管理 (1) 組織は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.4 データの分析 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、「NK-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(中略)</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」(第10条(原子炉施設の定期的な評価)を含む)に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.3 不適合管理 (1) 組織は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。 (2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>(中略)</p> <p>8.4 データの分析 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(中略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 不適合の内容確認</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見(BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「NQ-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、再発防止のため、「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 不適合の内容確認</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見(BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に基づき、その原因を除去する処置を決める。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「NI-11 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル」に規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>d) とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前

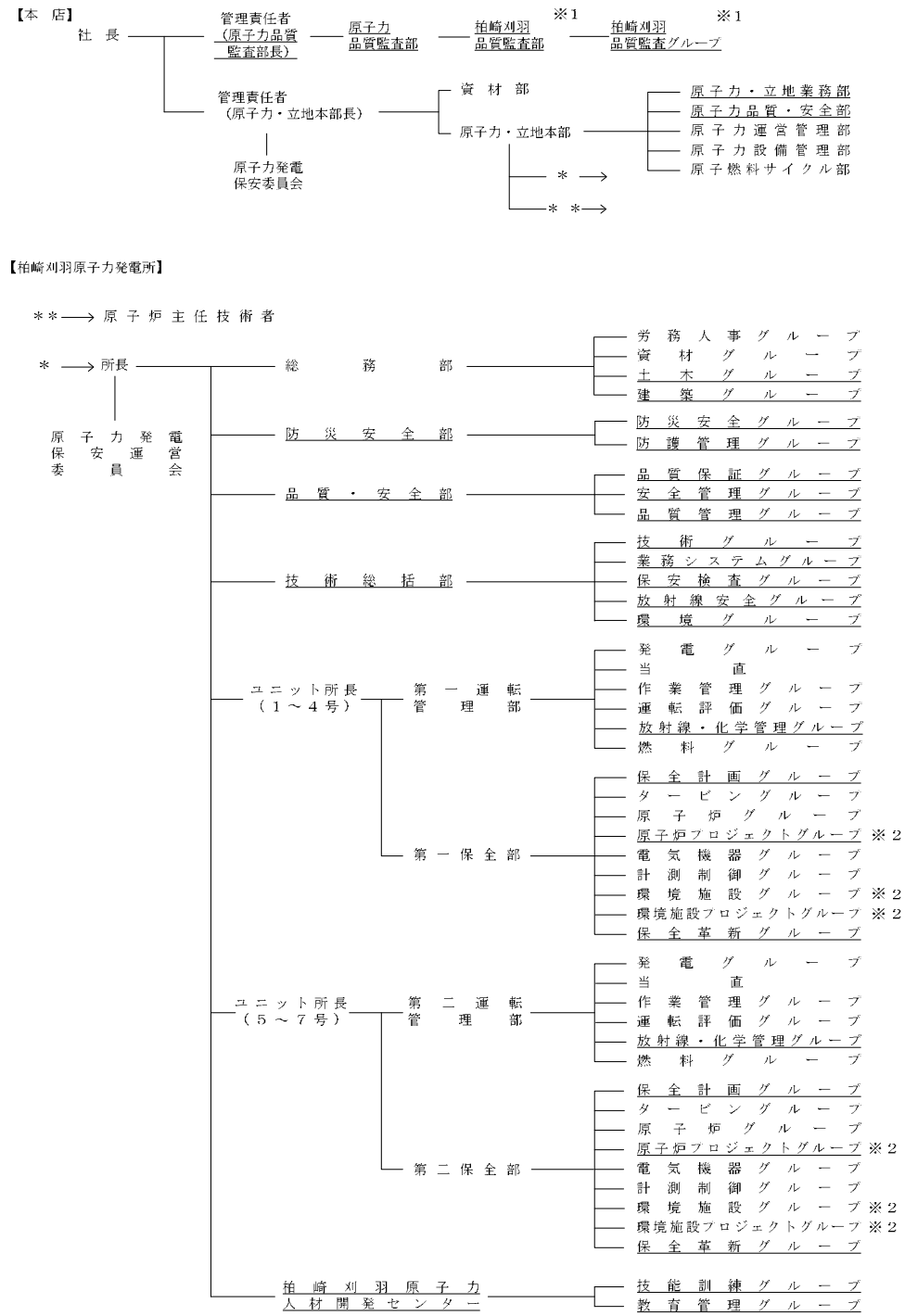
第3章 体制及び評価

第1節 保安管理体制

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4



※1：発電所に常駐。
 ※2：原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ及び環境施設プロジェクトグループは、それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)

変更後

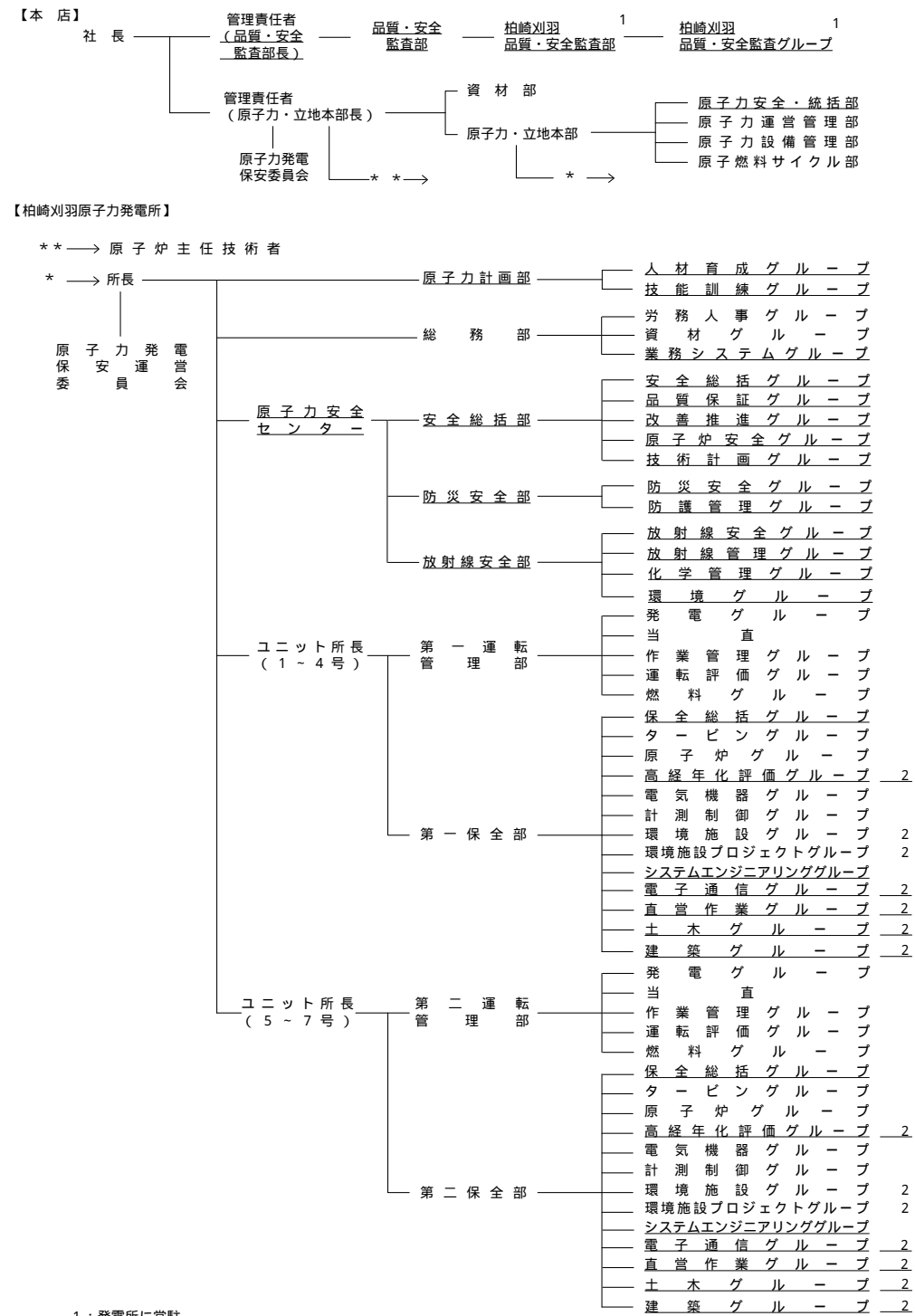
第3章 体制及び評価

第1節 保安管理体制

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4



1：発電所に常駐。
 2：それぞれ1グループで1～7号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係ることから、便宜上両部に記載している。)

本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更

原子炉主任技術者の体制の変更

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1)社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2)原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3)柏崎刈羽品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4)原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5)資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6)原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7)原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8)原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9)原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10)原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>2.保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1)所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2)労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3)資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(4)土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5)建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(6)防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7)防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(8)品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9)安全管理グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10)品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11)技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12)業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(13)保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(14)放射線安全グループは、放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1)社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(原子炉主任技術者(以下「主任技術者」という。)を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2)品質・安全監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(品質・安全監査部に限る。)</p> <p>(3)柏崎刈羽品質・安全監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4)原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(品質・安全監査部を除く。)</p> <p>(5)資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6)原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7)原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(8)原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(9)原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>2.保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1)所長は、原子力・立地本部長を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2)人材育成グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>(3)技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(4)労務人事グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(5)資材グループは、調達に関する業務を行う。</p> <p>(6)業務システムグループは、原子力業務システムの運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(7)安全総括グループは、定期検査、定期安全管理審査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(8)品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(9)改善推進グループは、不適合情報、運転経験情報等の分析・評価・活用に関する業務を行う。</p> <p>(10)原子炉安全グループは、原子力安全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11)技術計画グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12)防災安全グループは、緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(13)防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14)放射線安全グループは、放射線管理(放射線管理グループ、化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。 (17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。 (18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。 (19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。 (20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。 (21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。 (22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務（環境施設グループ所管業務を除く。）を行う。 (23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (25) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。 (26) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (27) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (28) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。 (29) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。 (30) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。 (31) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。 (32) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (2) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。 (3) ユニット所長（5～7号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。 (4) 発電所各部長（柏崎刈羽原子力人材開発センター所長を含む。）は、第4条の定めのとおり、当該部（柏崎刈羽原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。 (5) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。 (6) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>(15) 放射線管理グループは、作業・工事に係る放射線管理及び管理区域の維持・管理に関する業務を行う。 (16) 化学管理グループは、化学管理及び放射性気体・液体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (17) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。 (18) 発電グループは、原子炉施設の運用管理に関する業務を行う。 (19) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（作業管理グループ所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。 (20) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。 (21) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。 (22) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。 (23) 保全総括グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。 (24) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (25) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (26) 高経年化評価グループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理並びに原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括に関する業務を行う。 (27) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (28) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (29) 環境施設グループは、廃棄物処理設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。 (30) 環境施設プロジェクトグループは、廃棄物処理設備の改良工事に関する業務を行う。 (31) システムエンジニアリンググループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価並びに系統信頼性に関する技術検討に関する業務を行う。 (32) 電子通信グループは、電子通信設備の運用・保守管理に関する業務を行う。 (33) 直営作業グループは、原子炉施設の直営作業の総括に関する業務を行う。 (34) 土木グループは、原子炉施設のうち土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (35) 建築グループは、原子炉施設のうち建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>3. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。 (1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (2) 原子力安全センター所長は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、安全総括部、防災安全部及び放射線安全部の業務を統括管理する。 (3) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第一運転管理部及び第一保全部の業務を統括管理する。 (4) ユニット所長（5～7号）は、所長を補佐し、第4条の定めのとおり、第二運転管理部及び第二保全部の業務を統括管理する。 (5) 発電所各部長は、第4条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (6) 発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい、当直長を含む。）は、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。 (7) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力発電保安委員会) 第6条 本店に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力・立地業務部長、原子力品質・安全部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(原子力発電保安委員会) 第6条 本店に原子力発電保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、原子力安全・統括部長、原子力運営管理部長、原子力設備管理部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、品質・安全部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子力安全センター所長、安全総括部長、主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、主任技術者及び代行者を、主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 主任技術者は原子炉毎に選任し、同一型式(沸騰水型)の原子炉では兼任させることができる。</p> <p>3. 主任技術者は、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>4. 代行者の職位は、GM以上、所長付、安全品質担当又は安全担当のいずれかとする。</p> <p>5. 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、改めて主任技術者を選任する。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力・立地本部長は、主任技術者及び代行者を、主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</p> <p>4. 主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。</p> <p>5. 第4項以外の主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</p> <p>6. 主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて主任技術者を選任する。</p>	<p>原子炉主任技術者の体制の変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2節 原子炉施設の定期的な評価</p> <p>(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>第10条 技術GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 保安活動の実施の状況の評価</p> <p>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>(省略)</p>	<p>第2節 原子炉施設の定期的な評価</p> <p>(原子炉施設の定期的な評価)</p> <p>第10条 原子炉安全GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 保安活動の実施の状況の評価</p> <p>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(水質管理)</p> <p>第18条 放射線・化学管理GMは、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオンを1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(省略)</p>	<p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(水質管理)</p> <p>第18条 化学管理GMは、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオンを1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁¹が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図24-1、2の範囲内にあることを毎日1回確認する。</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.ほう酸水注入系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 運転評価GMは、定検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁¹が原子炉の状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) 化学管理GMは、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水貯蔵タンクの液位及び温度が図24-1、2の範囲内にあることを毎日1回確認する。</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入ポンプの吐出圧力が表24-2に定める値であることを1ヶ月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際し使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度)</p> <p>第 3 3 条 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において, 原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度は, 表 3 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1)放射線・化学管理 GM は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において, 原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度を 1 週間に 1 回測定し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度)</p> <p>第 3 3 条 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において, 原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度は, 表 3 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次号を実施する。</p> <p>(1)化学管理 GM は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止であって主蒸気隔離弁が開の場合において, 原子炉冷却材中のよう素 1 3 1 濃度を 1 週間に 1 回測定し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店, 福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考								
<p>(原子炉停止時冷却系その2) 第35条 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。 (1)原子炉停止時冷却系起動準備時 (2)原子炉の昇温を伴う検査時¹</p> <p>(中略)</p> <p>1：原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="112 636 1317 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで²、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2：<u>安全管理GM</u>はあらかじめその期間を評価し、主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ² 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること	<p>(原子炉停止時冷却系その2) 第35条 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。 (1)原子炉停止時冷却系起動準備時 (2)原子炉の昇温を伴う検査時¹</p> <p>(中略)</p> <p>1：原子炉の昇温を伴う検査時とは、原子炉冷却材の昇温開始から降温開始までの期間をいう。</p> <p>表35-1</p> <table border="1" data-bbox="1380 636 2585 905"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉停止時冷却系</td> <td>(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで²、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2：<u>原子炉安全GM</u>はあらかじめその期間を評価し、主任技術者の確認を得て、当直長に通知する。</p> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉停止時冷却系	(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ² 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限									
原子炉停止時冷却系	(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ² 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること									
項目	運転上の制限									
原子炉停止時冷却系	(1)1系列が運転中であること及び原子炉で発生する崩壊熱が原子炉停止時冷却系以外の手段で除去できると判断するまで ² 、さらに1系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること 又は (2)原子炉停止時冷却系が停止した場合においても、原子炉冷却材温度を100未満に保つことができること									

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考												
<p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</p> <p>第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27以内(6号炉及び7号炉は除く。)及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度¹と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1)技術GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度(1号炉においては、ぜい性遷移温度)の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。</p> <p>(2)当直長は、次の事項を確認する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。</p> <p>原子炉の状態が起動、高温停止及び低温停止(65以上)において、原子炉冷却材温度変化率が、55/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは、原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>1：供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="100 1081 1317 1260"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td>原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度変化率</td> <td>55/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること	原子炉冷却材温度変化率	55/h以下	<p>(原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率)</p> <p>第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。停止中の原子炉再循環ポンプ入口温度と原子炉冷却材温度の差が27以内(6号炉及び7号炉は除く。)及び原子炉圧力に対する原子炉水飽和温度¹と原子炉圧力容器ドレンライン温度の差が80以内でなければ原子炉再循環ポンプを起動してはならない。</p> <p>(1)高経年化評価GMは、原子炉圧力容器鋼材監視試験片の評価結果により、原子炉圧力容器の関連温度(1号炉においては、ぜい性遷移温度)の推移を確認し、その結果に基づき、原子炉圧力容器の関連温度を求めて原子炉圧力容器非延性破壊防止のための原子炉冷却材温度制限値を定め、主任技術者の確認を得たのち、所長の承認を得て当直長に通知する。</p> <p>(2)当直長は、次の事項を確認する。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリに対する供用中の漏えい又は水圧検査を実施する場合は、原子炉冷却材温度が(1)に定める値以上であることを1時間に1回確認する。</p> <p>原子炉の状態が起動、高温停止及び低温停止(65以上)において、原子炉冷却材温度変化率が、55/h以下であることを1時間に1回確認する。ここで原子炉冷却材温度変化率とは、原子炉冷却材温度の1時間毎の差分をいう。</p> <p>(中略)</p> <p>1：供用中の漏えい又は水圧検査時は、原子炉圧力容器温度とする。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="1368 1081 2585 1260"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材温度</td> <td>原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材温度変化率</td> <td>55/h以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること	原子炉冷却材温度変化率	55/h以下	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項目	運転上の制限													
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること													
原子炉冷却材温度変化率	55/h以下													
項目	運転上の制限													
原子炉冷却材温度	原子炉圧力容器の非延性破壊防止及び熱疲労低減のために必要な値以上で運用されていること													
原子炉冷却材温度変化率	55/h以下													

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																
<p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1)運転評価GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2)放射線・化学管理GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3)当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動すること及び非常用ガス処理系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表51-2</p> <p>1.1号炉, 2号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="112 856 1222 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99.97%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3号炉, 4号炉, 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="112 1037 1222 1136"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99.99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:停止余裕確認後の制御棒1本(6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本)の挿入・引抜を除く。</p> <p>2:1系列とは、排風機1台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。(1号炉, 2号炉及び5号炉)</p> <p>2系列とは、排風機2台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。(3号炉, 4号炉, 6号炉及び7号炉)</p> <p>(省略)</p>	項目	判定値	総合除去効率	99.97%以上	項目	判定値	総合除去効率	99.99%以上	<p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.非常用ガス処理系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1)運転評価GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2)化学管理GMは、定検停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(3)当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系排風機が起動すること及び非常用ガス処理系隔離弁が開することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表51-2</p> <p>1.1号炉, 2号炉及び5号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 856 2493 963"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99.97%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.3号炉, 4号炉, 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" data-bbox="1380 1037 2493 1136"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>99.99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:停止余裕確認後の制御棒1本(6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本)の挿入・引抜を除く。</p> <p>2:1系列とは、排風機1台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。(1号炉, 2号炉及び5号炉)</p> <p>2系列とは、排風機2台、フィルタ1基及び必要なダンパ、ダクトをいう。(3号炉, 4号炉, 6号炉及び7号炉)</p> <p>(省略)</p>	項目	判定値	総合除去効率	99.97%以上	項目	判定値	総合除去効率	99.99%以上	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項目	判定値																	
総合除去効率	99.97%以上																	
項目	判定値																	
総合除去効率	99.99%以上																	
項目	判定値																	
総合除去効率	99.97%以上																	
項目	判定値																	
総合除去効率	99.99%以上																	

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考								
<p>(中央制御室非常用換気空調系)</p> <p>第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1)運転評価GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2)放射線・化学管理GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表57-2</p> <table border="1" data-bbox="112 745 1219 835"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	判定値	総合除去効率	90%以上	<p>(中央制御室非常用換気空調系)</p> <p>第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時¹又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系は表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2.中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1)運転評価GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2)化学管理GMは、定検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>表57-2</p> <table border="1" data-bbox="1380 745 2487 835"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合除去効率</td> <td>90%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	判定値	総合除去効率	90%以上	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
項目	判定値									
総合除去効率	90%以上									
項目	判定値									
総合除去効率	90%以上									

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その1) 第63条 〔1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 直流電源(蓄電池及び充電器¹)の機能を確認し, その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 3系列の蓄電池及び充電器について, 浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを1週間に1回確認する。 3. 当直長は, 直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>1: 充電器とは, 充電器又は予備充電器のいずれかをいい, 両方が機能喪失となって動作不能となる。以下, 第64条において同じ。</p> <p>〔6号炉及び7号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 直流電源(蓄電池及び充電器¹)の機能を確認し, その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 4系列の蓄電池及び充電器について, 浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを1週間に1回確認する。 3. 当直長は, 直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>1: 充電器とは, 充電器又は予備充電器のいずれかをいい, 両方が機能喪失となって動作不能となる。以下, 第64条において同じ。</p>	<p>(直流電源その1) 第63条 〔1号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 直流電源(蓄電池及び充電器¹)の機能を確認し, その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 3系列の蓄電池及び充電器について, 浮動充電時の蓄電池電圧がA系については12.8V以上, B系及び高圧炉心スプレイ系については12.6V以上であることを1週間に1回確認する。 3. 当直長は, 直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 直流電源(蓄電池及び充電器¹)の機能を確認し, その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 3系列の蓄電池及び充電器について, 浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを1週間に1回確認する。 3. 当直長は, 直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>〔6号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 直流電源(蓄電池及び充電器¹)の機能を確認し, その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 4系列の蓄電池及び充電器について, 浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを1週間に1回確認する。 3. 当直長は, 直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>〔7号炉〕 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 直流電源は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 運転評価GMは, 定検停止時に, 直流電源(蓄電池及び充電器¹)の機能を確認し, その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は, 原子炉の状態が運転, 起動及び高温停止において, 4系列の蓄電池及び充電器について, 浮動充電時の蓄電池電圧がA系については12.8V以上, B系, C系及びD系については12.6V以上であることを1週間に1回確認する。 3. 当直長は, 直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表63-2の措置を講じる。</p> <p>1: 充電器とは, 充電器又は予備充電器のいずれかをいい, 両方が機能喪失となって動作不能となる。</p>	<p>1号炉及び7号炉の直流125V(A系)蓄電池の容量増加に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																																										
<p>表63-1</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直流電源</td> <td style="text-align: center;">3系列²が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2: 3系列とは, A系, B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直流電源</td> <td style="text-align: center;">4系列²が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2: 4系列とは, A系, B系, C系及びD系をいう。</p> <p>表63-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び</td> <td style="text-align: center;">10日間</td> </tr> <tr> <td>A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。</td> <td style="text-align: center;">24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止とする。</td> <td style="text-align: center;">36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び</td> <td style="text-align: center;">30日間</td> </tr> <tr> <td>A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び</td> <td style="text-align: center;">10日間</td> </tr> <tr> <td>B2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>C1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 高温停止とする。</td> <td style="text-align: center;">24時間</td> </tr> <tr> <td>D2. 冷温停止とする。</td> <td style="text-align: center;">36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列 ² が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列 ² が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	10日間	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間	C2. 冷温停止とする。	36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	30日間	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに	B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	10日間	B2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに	C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止とする。	24時間	D2. 冷温停止とする。	36時間	<p>表63-1</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直流電源</td> <td style="text-align: center;">3系列²が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2: 3系列とは, A系, B系及び高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直流電源</td> <td style="text-align: center;">4系列²が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2: 4系列とは, A系, B系, C系及びD系をいう。</p> <p>表63-2</p> <p>1. 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉及び5号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び</td> <td style="text-align: center;">10日間</td> </tr> <tr> <td>A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C1. 高温停止とする。</td> <td style="text-align: center;">24時間</td> </tr> <tr> <td>C2. 冷温停止とする。</td> <td style="text-align: center;">36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 6号炉及び7号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び</td> <td style="text-align: center;">30日間</td> </tr> <tr> <td>A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>B1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び</td> <td style="text-align: center;">10日間</td> </tr> <tr> <td>B2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合</td> <td>C1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。</td> <td style="text-align: center;">速やかに</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D1. 高温停止とする。</td> <td style="text-align: center;">24時間</td> </tr> <tr> <td>D2. 冷温停止とする。</td> <td style="text-align: center;">36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	直流電源	3系列 ² が動作可能であること	項目	運転上の制限	直流電源	4系列 ² が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	10日間	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに	B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間	C2. 冷温停止とする。	36時間	条件	要求される措置	完了時間	A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	30日間	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに	B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	10日間	B2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに	C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに	D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止とする。	24時間	D2. 冷温停止とする。	36時間	[変更なし]
項目	運転上の制限																																																																																											
直流電源	3系列 ² が動作可能であること																																																																																											
項目	運転上の制限																																																																																											
直流電源	4系列 ² が動作可能であること																																																																																											
条件	要求される措置	完了時間																																																																																										
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	10日間																																																																																										
	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																																																										
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																																																										
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間																																																																																										
	C2. 冷温停止とする。	36時間																																																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																																																										
A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	30日間																																																																																										
	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																																																										
B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	10日間																																																																																										
	B2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																																																										
C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																																																										
D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止とする。	24時間																																																																																										
	D2. 冷温停止とする。	36時間																																																																																										
項目	運転上の制限																																																																																											
直流電源	3系列 ² が動作可能であること																																																																																											
項目	運転上の制限																																																																																											
直流電源	4系列 ² が動作可能であること																																																																																											
条件	要求される措置	完了時間																																																																																										
A. 直流電源1系列の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	10日間																																																																																										
	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																																																										
B. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	B1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																																																										
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 高温停止とする。	24時間																																																																																										
	C2. 冷温停止とする。	36時間																																																																																										
条件	要求される措置	完了時間																																																																																										
A. 直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	30日間																																																																																										
	A2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																																																										
B. 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器が動作不能の場合 又は 直流電源1系列(A系, B系, C系)の蓄電池又は充電器及び直流電源D系の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	B1. 蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する。及び	10日間																																																																																										
	B2. 残りの蓄電池及び充電器が動作可能であることを確認する。	速やかに																																																																																										
C. 直流電源1系列の蓄電池及び充電器が動作不能の場合	C1. 直流電源母線の電源喪失とみなす。	速やかに																																																																																										
D. 条件A, B又はCで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 高温停止とする。	24時間																																																																																										
	D2. 冷温停止とする。	36時間																																																																																										

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その2) 第64条 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p>	<p>(直流電源その2) 第64条 〔1号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器¹について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については12.8V以上、B系及び高圧炉心スプレイ系については12.6V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p> <p>〔2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器¹について、浮動充電時の蓄電池電圧が12.6V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p> <p>〔7号炉〕 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、第66条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池及び充電器¹について、浮動充電時の蓄電池電圧がA系については12.8V以上、B系、C系及びD系については12.6V以上であることを1週間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p> <p>1: 充電器とは、充電器又は予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p>	<p>1号炉及び7号炉の直流125V(A系)蓄電池の容量増加に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前		変更後		備考																							
<p>表64-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>第66条で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること	<p>表64-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直流電源</td> <td>第66条で要求される直流電源が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること	[変更なし]															
項目	運転上の制限																										
直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること																										
項目	運転上の制限																										
直流電源	第66条で要求される直流電源が動作可能であること																										
<p>表64-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A . 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1 . 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 2 . 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 3 . 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 4 . 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	完了時間	A . 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1 . 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A 2 . 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A 3 . 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A 4 . 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに	<p>表64-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A . 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合</td> <td>A 1 . 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 2 . 炉心変更を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 3 . 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A 4 . 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	完了時間	A . 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1 . 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	及び A 2 . 炉心変更を中止する。	速やかに	及び A 3 . 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに	及び A 4 . 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに
条件	要求される措置	完了時間																									
A . 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1 . 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
	及び A 2 . 炉心変更を中止する。	速やかに																									
	及び A 3 . 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																									
	及び A 4 . 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																									
条件	要求される措置	完了時間																									
A . 要求される直流電源の蓄電池又は充電器が動作不能の場合	A 1 . 要求される蓄電池又は充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
	及び A 2 . 炉心変更を中止する。	速やかに																									
	及び A 3 . 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに																									
	及び A 4 . 有効燃料頂部以下の高さで原子炉压力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。	速やかに																									

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬) 第79条 燃料GMは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する¹。ただし、第93条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、燃料GMが管理区域内で第93条第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬) 第79条 燃料GMは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する¹。ただし、第93条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>は、燃料GMが管理区域内で第93条第1項(1)に定める区域に新燃料を移動する場合は、新燃料を収納した新燃料輸送容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条 燃料GMは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第93条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、燃料GMが管理区域内で第93条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条 燃料GMは、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第93条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>は、燃料GMが管理区域内で第93条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第87条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵又は保管する。</p> <p>(1)濃縮廃液は、当直長が濃縮廃液タンクに貯蔵又は固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、環境GMが固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。</p> <p>(2)原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料GMが使用済燃料プールに貯蔵する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により環境GMが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3)使用済樹脂は、当直長が使用済樹脂槽等に貯蔵又は固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、環境GMが貯蔵庫に保管する。又は、当直長が雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、環境GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4)その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、環境GMが貯蔵庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ．焼却する場合は、当直長が雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ．圧縮減容する場合は、<u>放射線・化学管理GM</u>が減容装置で圧縮減容する。</p> <p>(中略)</p> <p>6．<u>放射線・化学管理GM</u>は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第93条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7．<u>放射線・化学管理GM</u>は、各GMが管理区域内で第93条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第87条 各GMは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵又は保管する。</p> <p>(1)濃縮廃液は、当直長が濃縮廃液タンクに貯蔵又は固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、環境GMが固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)に保管する。</p> <p>(2)原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、燃料GMが使用済燃料プールに貯蔵する。ただし、封入又はしゃへい等の措置により環境GMが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3)使用済樹脂は、当直長が使用済樹脂槽等に貯蔵又は固化装置でドラム缶等の容器に固型化し、環境GMが貯蔵庫に保管する。又は、当直長が雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰をドラム缶等の容器に封入した上で、環境GMが貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4)その他の雑固体廃棄物は、各GMがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、環境GMが貯蔵庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ．焼却する場合は、当直長が雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ．圧縮減容する場合は、<u>放射線管理GM</u>が減容装置で圧縮減容する。</p> <p>(中略)</p> <p>6．<u>放射線管理GM</u>は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第93条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7．<u>放射線管理GM</u>は、各GMが管理区域内で第93条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第87条の2 放射線・化学管理GMは、電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)について、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第87条の2 放射線管理GMは、電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)について、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																												
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 放射線・化学管理GMは、表88-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表88-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表88-3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="103 709 1234 919"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・貯留槽 ・収集槽</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第88条 化学管理GMは、表88-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表88-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(3) 復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表88-3に定める放出管理の基準値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>表88-1</p> <table border="1" data-bbox="1374 709 2504 919"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・貯留槽 ・収集槽</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク																										
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																										
放射性液体廃棄物	放射性物質の濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・貯留槽 ・収集槽																										
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・収集タンク ・サンプル槽 ・サンプルタンク																										

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																										
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第89条 放射線・化学管理GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長、又は環境GMに通知する。</p> <p>(1)排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2)排気筒等からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>3.表89-1に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第93条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1)各GMは、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2)放射線・化学管理GMは、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令の定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">主排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>焼却設備排気筒</td> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (設備稼働中のみ)</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物処理建屋排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用ガス処理系</td> <td rowspan="2"></td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理系 運転時)</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>表89-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排気筒等以外の排気出口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	主排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	焼却設備排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)	固体廃棄物処理建屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	非常用ガス処理系		希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系 運転時)	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)	排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ¹	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第89条 化学管理GMは、表89-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長、又は環境GMに通知する。</p> <p>(1)排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2)排気筒等からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表89-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>(中略)</p> <p>3.表89-1に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第93条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1)各GMは、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2)化学管理GMは、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中放射性物質の濃度が法令の定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表89-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>排気筒等</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性気体廃棄物</td> <td rowspan="2">主排気筒</td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>焼却設備排気筒</td> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (設備稼働中のみ)</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物処理建屋排気口</td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用ガス処理系</td> <td rowspan="2"></td> <td>希ガス濃度</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>常時 (非常用ガス処理系 運転時)</td> </tr> <tr> <td>よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>表89-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排気筒等以外の排気出口</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>作業の都度¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。</p>	分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放射性気体廃棄物	主排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	焼却設備排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)	固体廃棄物処理建屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回	非常用ガス処理系		希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系 運転時)	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)	排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度		粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ¹	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																								
放射性気体廃棄物	主排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時																																																																								
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																																																								
	焼却設備排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)																																																																								
	固体廃棄物処理建屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																																																								
非常用ガス処理系		希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系 運転時)																																																																								
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)																																																																								
排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																									
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ¹																																																																									
分類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																								
放射性気体廃棄物	主排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時																																																																								
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																																																								
	焼却設備排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (設備稼働中のみ)																																																																								
	固体廃棄物処理建屋排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回																																																																								
非常用ガス処理系		希ガス濃度	排気筒モニタ	常時 (非常用ガス処理系 運転時)																																																																								
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)																																																																								
排気筒等以外の排気出口	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																									
	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度 ¹																																																																									

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																						
<p>(放出管理用計測器の管理) 第90条 各GMは、表90に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。なお、環境施設GMは排水モニタに限り、修理又は代替品を補充することができる。</p> <p>表90</p> <table border="1" data-bbox="181 449 1219 821"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>排水モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td><u>放射線・化学管理GM</u></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>14台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td><u>放射線・化学管理GM</u></td> <td>1台¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	計測制御GM	6台	b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	2台	2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	14台	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	1台 ¹	<p>(放出管理用計測器の管理) 第90条 各GMは、表90に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。なお、環境施設GMは排水モニタに限り、修理又は代替品を補充することができる。</p> <p>表90</p> <table border="1" data-bbox="1448 449 2487 821"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器</td> <td>排水モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td><u>化学管理GM</u></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>14台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td><u>化学管理GM</u></td> <td>1台¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	計測制御GM	6台	b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	<u>化学管理GM</u>	2台	2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	14台	試料放射能測定装置	<u>化学管理GM</u>	1台 ¹	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量																																					
1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	計測制御GM	6台																																					
b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	2台																																					
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	14台																																					
	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	1台 ¹																																					
分類	計測器種類	所管GM	数量																																					
1. a. 放射性液体廃棄物放出監視用計測器	排水モニタ	計測制御GM	6台																																					
b. 放射性液体廃棄物放出管理用計測器	試料放射能測定装置	<u>化学管理GM</u>	2台																																					
2. 放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	14台																																					
	試料放射能測定装置	<u>化学管理GM</u>	1台 ¹																																					

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第92条 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線・化学管理GM</u>が確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 放射線管理</p> <p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第92条 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. <u>放射線管理GM</u>は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表92に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線管理GM</u>は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線管理GM</u>は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線管理GM</u>が確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域内における区域区分) 第93条 放射線・化学管理GMは、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1)表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。) (2)表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2.汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。 3.放射線・化学管理GMは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4.放射線・化学管理GMは、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>(管理区域内における区域区分) 第93条 放射線管理GMは、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1)表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。) (2)表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域 2.汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。 3.放射線管理GMは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4.放射線管理GMは、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第94条 放射線・化学管理GMは、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線・化学管理GMの承認を得る。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>3. 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第94条 放射線管理GMは、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線管理GMの承認を得る。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>3. 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第95条 放射線安全GMは、別途定められた管理区域への立入許可に係る事項に基づき、管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(1)放射線業務従事者：業務上管理区域に立入る者</p> <p>(2)一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立入る者</p> <p>2.放射線・化学管理GMは、第1項にて許可していない者を管理区域に立入らせない措置を講じる。</p> <p>3.放射線・化学管理GMは、管理区域の出入管理エリアにおいて、人の出入り等を監視する。</p> <p>4.放射線・化学管理GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。</p> <p>5.放射線・化学管理GMは、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第95条 放射線安全GMは、別途定められた管理区域への立入許可に係る事項に基づき、管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(1)放射線業務従事者：業務上管理区域に立入る者</p> <p>(2)一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立入る者</p> <p>2.放射線管理GMは、第1項にて許可していない者を管理区域に立入らせない措置を講じる。</p> <p>3.放射線管理GMは、管理区域の出入管理エリアにおいて、人の出入り等を監視する。</p> <p>4.放射線管理GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立入りできない措置を講じる。</p> <p>5.放射線管理GMは、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第96条 <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理エリアを経由すること。ただし、<u>放射線・化学管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって放射線安全GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合又は<u>放射線・化学管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第94条第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、又は第95条第5項に基づく<u>放射線・化学管理GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第96条 <u>放射線管理GM</u>は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理エリアを経由すること。ただし、<u>放射線管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって放射線安全GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域に立入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立入る場合又は<u>放射線管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 第94条第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理区域から退出する場合又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合、又は第95条第5項に基づく<u>放射線管理GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(床, 壁等の除染)</p> <p>第100条 各GMは,法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床,壁等に発生させた場合又は発見した場合は,<u>放射線・化学管理GM</u>に連絡するとともに,汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2.第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは,汚染状況等について<u>放射線・化学管理GM</u>の確認を受けた上で,その協力を得ながら汚染の除去等,放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3.第2項の所管GMは,その措置結果について,<u>放射線・化学管理GM</u>の確認を得る。</p>	<p>(床, 壁等の除染)</p> <p>第100条 各GMは,法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床,壁等に発生させた場合又は発見した場合は,<u>放射線管理GM</u>に連絡するとともに,汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2.第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは,汚染状況等について<u>放射線管理GM</u>の確認を受けた上で,その協力を得ながら汚染の除去等,放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3.第2項の所管GMは,その措置結果について,<u>放射線管理GM</u>の確認を得る。</p>	<p>本店,福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																		
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第101条 放射線・化学管理GMは、表101-1及び表101-2(第93条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>3.放射線・化学管理GMは、第1項の測定により、放射線安全GMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>表101-1</p> <table border="1" data-bbox="145 630 1258 1035"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1.管理区域内¹</td> <td>外部放射線に係る線量当量率²</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度³</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度³</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率⁴</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 2:エリアモニタにおいて測定する項目 3:汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 4:モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表101-2</p> <table border="1" data-bbox="130 1239 1329 1417"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	1.管理区域内 ¹	外部放射線に係る線量当量率 ²	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ³	1週間に1回	表面汚染密度 ³	1週間に1回	2.周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ⁴	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第101条 放射線管理GMは、表101-1及び表101-2(第93条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>3.放射線管理GMは、第1項の測定により、放射線安全GMは、第2項の測定により、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>表101-1</p> <table border="1" data-bbox="1415 630 2528 1035"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1.管理区域内¹</td> <td>外部放射線に係る線量当量率²</td> <td>毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度³</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度³</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率⁴</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>1:人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 2:エリアモニタにおいて測定する項目 3:汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 4:モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>表101-2</p> <table border="1" data-bbox="1400 1239 2599 1417"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	1.管理区域内 ¹	外部放射線に係る線量当量率 ²	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ³	1週間に1回	表面汚染密度 ³	1週間に1回	2.周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ⁴	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																																																		
1.管理区域内 ¹	外部放射線に係る線量当量率 ²	毎日運転中に1回																																																		
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																		
	空気中の放射性物質濃度 ³	1週間に1回																																																		
	表面汚染密度 ³	1週間に1回																																																		
2.周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																																		
	空気吸収線量率 ⁴	常時																																																		
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																																		
場所	測定項目	測定頻度																																																		
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																																																		
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																																																		
1.管理区域内 ¹	外部放射線に係る線量当量率 ²	毎日運転中に1回																																																		
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																		
	空気中の放射性物質濃度 ³	1週間に1回																																																		
	表面汚染密度 ³	1週間に1回																																																		
2.周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																																		
	空気吸収線量率 ⁴	常時																																																		
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																																		
場所	測定項目	測定頻度																																																		
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)																																																		

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前				変更後				備考																																																																																	
(放射線計測器類の管理) 第102条 各GMは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。				(放射線計測器類の管理) 第102条 各GMは、表102に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。				本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更																																																																																	
表102 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2.放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>296台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>				分類	計測器種類	所管GM	数量		1.被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台	2.放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	退出モニタ	放射線安全GM	7台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 ¹	集積線量計	放射線安全GM	1式	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台	エリアモニタ	計測制御GM	296台 ²	4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台	表102 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1.被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2.放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>化学管理GM</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3.放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>296台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>				分類	計測器種類	所管GM	数量	1.被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台	2.放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台	退出モニタ	放射線安全GM	7台	試料放射能測定装置	化学管理GM	1台 ¹	集積線量計	放射線安全GM	1式	3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台	エリアモニタ	計測制御GM	296台 ²	4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台	積算線量計測定装置	放射線安全GM
分類	計測器種類	所管GM	数量																																																																																						
1.被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式																																																																																						
	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台																																																																																						
2.放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																																																																						
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																																																																						
	退出モニタ	放射線安全GM	7台																																																																																						
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 ¹																																																																																						
	集積線量計	放射線安全GM	1式																																																																																						
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台																																																																																						
	エリアモニタ	計測制御GM	296台 ²																																																																																						
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台																																																																																						
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																																																																						
分類	計測器種類	所管GM	数量																																																																																						
1.被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式																																																																																						
	ホールボディカウンタ	放射線安全GM	1台																																																																																						
2.放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																																																																						
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	8台																																																																																						
	退出モニタ	放射線安全GM	7台																																																																																						
	試料放射能測定装置	化学管理GM	1台 ¹																																																																																						
	集積線量計	放射線安全GM	1式																																																																																						
3.放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	9台																																																																																						
	エリアモニタ	計測制御GM	296台 ²																																																																																						
4.環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台																																																																																						
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																																																																						
1：表90の試料放射能測定装置と共用 2：管理区域外測定用の14台を含む。				1：表90の試料放射能測定装置と共用 2：管理区域外測定用の14台を含む。																																																																																					

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第103条 <u>放射線・化学管理GM</u>は、各GMが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、各GMが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p>第103条 <u>放射線管理GM</u>は、各GMが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、各GMが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第107条の2</p> <p>技術GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物¹について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>(中略)</p> <p>1:動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期保守管理方針)</p> <p>第107条の2</p> <p>高経年化評価GMは、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器及び構造物¹について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>(中略)</p> <p>1:動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子力防災資機材等)</p> <p>第110条 各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 技術GM及び発電GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき、運営委員会の確認を得る。</p>	<p>(原子力防災資機材等)</p> <p>第110条 各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 技術計画GM及び発電GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき、運営委員会の確認を得る。</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NK-20-1 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>教育管理GM</u>は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>(2) <u>教育管理GM</u>は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。<u>教育管理GM</u>は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) <u>教育管理GM</u>は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>(所員への保安教育)</p> <p>第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「NI-20-1 保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) <u>人材育成GM</u>は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>(2) <u>人材育成GM</u>は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。<u>人材育成GM</u>は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) <u>人材育成GM</u>は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所の組織改編に伴う変更</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 2 4 年 9 月 6 日 20120720 原第 27 号） （施行期日） 第 1 条 この規定は、平成 2 4 年 9 月 1 4 日に施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 号） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 6 0 日以内に施行する。 <u>ただし、第 6 3 条及び第 6 4 条は、1 号炉及び 7 号炉の蓄電池に係る使用前検査合格日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>（省略）</p>	